

九州運輸局から発出された「運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底について(令和3年11月24日付け)」、内閣府沖縄総合事務局から発出された「適性診断の確実な受診について(令和3年12月21日付け)」により、**適性診断の未受診**が確認され、**行政処分の対象**とされています。

# 忘れていませんか？ 適性診断

適性診断の受診は、法令で定められています。

独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）の「適性診断」は、国土交通大臣より認定を受けています。

初任診断

新たに運転者として採用される方

適齢診断

高齢（65才以上）の運転者の方

義務

セーフティバス制度では、65歳以上75歳未満の全運転者に対し、法令（3年の頻度）より短い**2年に1回**以上の頻度で受診すれば**加点対象**となる。



特定診断 I, II

交通事故を引き起こした方。詳しくは下記までご連絡ください。

以下の適性診断も実施しています

一般診断

安全運転に必要な運転特性を明らかにするために、心理・生理の両面から科学的に測定します。加齢や生活環境の影響を受けて、運転に対する考え方や反応は変化しますので、**定期的**にこの**診断を受診**し、その変化を把握していくことをお勧めします。

Gマーク、セーフティバス 加点対象



(前回受診時データとの比較)

※同一事業者での受診に限り印字します。

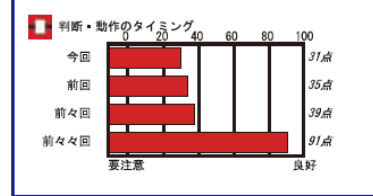
好評

レンタルにも対応



※写真はイメージです

前回との比較ができるので  
教育に便利です



カウンセリング付一般診断

カウンセラーが、一般診断を受診した方に対して、診断結果を基に交通事故の未然防止のために必要な運転行動や安全運転のための留意点等について**カウンセリング手法を用いた指導及び助言**を行います。

ナスバ 診断予約

検索

「適性診断」のご予約はインターネットが便利です！

【適性診断のお問い合わせは、最寄りの支所までご連絡ください。】



独立行政法人 自動車事故対策機構（ナスバ）

□福岡主管支所

TEL 092(451)7751

□大分支所

TEL 097(558)3155

□佐賀支所

TEL 0952(29)9023

□宮崎支所

TEL 0985(53)5385

□長崎支所

TEL 095(821)8853

□鹿児島支所

TEL 099(213)7250

□熊本支所

TEL 096(322)5229

□沖縄支所

TEL 098(916)4860

運行管理者等

# 忘れていませんか？「一般講習」

「一般講習」の受講は、法令で定められております。

独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)の「一般講習」は、国土交通大臣より認定を受けています。

## 【2022年度「一般講習」受講の必要のある方】

- ①前回の一般講習の受講が2020年度（2020(令和2)年4月～2021(令和3)年3月）の運行管理者の方  
※選任されている運行管理者は原則、2年度に1回受講義務があります。
- ②2022年度に新たに運行管理者に選任された方（基礎講習を未受講の方は基礎講習の受講が必要）
- ③特別講習の受講対象（特定の重大事故又は行政処分）となる営業所に選任されている全ての運行管理者の方（該当する場合は2年度続けて受講が必要）
- ④実務経験（5年度以上で5回の受講）で運行管理者を目指している方 ※貸切バスは除く

運行管理者等「基礎講習」も実施しております。

ご予約はインターネット（スマートフォン可）が便利です。

ナスバ 講習予約

検索



※講習は追加で開催する場合がございます。詳しくは「ナスバホームページ」でご確認ください。

## ナスバの新型コロナウイルス感染対策と新たな講習スタイル

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、ナスバの講習は、1回当たりの参加人数を制限して開催しております。このため受講希望者様より、講習の予約が取りづらいとのご意見を頂戴いたしました。

そこでナスバでは、適性診断スペースを活用して、**動画視聴方式**による多頻度での講習も開催しております。

【動画視聴方式】は、講師資格者の下、DVDを会場で視聴する講習スタイルとなっております。

従来の対面方式による講習会につきましても新型コロナウイルス感染防止を最優先に、皆様の安全に配慮し、引き続き行って参ります。

講習に関するお問い合わせは、最寄りのナスバ各支所（裏面）までお願いします。



イメージ（動画配信方式）